

# 平成 27 年度 第 1 回松田町総合教育会議 議事録

## 1 開会及び閉会に関する事項

- (1) 開催日時 平成 27 年 4 月 16 日 (木) 午後 3 時 00 分
- (2) 場 所 松田町立役場 4 A 会議室
- (3) 開会時間 午後 3 時 00 分
- (4) 閉会時間 午後 4 時 40 分

## 2 構成員の出席者及び欠席者の氏名

- (1) 出席者 松田町長 本山博幸  
松田町教育委員会  
教育委員長 安藤文一 委員長職務代理者 吉田保夫  
委員 杉本葉子 委員 二宮朗子 教育長 鈴木良三  
(事務局関係)  
教育委員会教育課長 小田隆 課長補佐兼学校教育係長 遠藤洋一  
参事兼総務課長 小林賢吾 課長補佐兼庶務係長 鍵和田洋
- (2) 欠席者 なし

## 3 傍聴人

なし

## 4 協議事項

- (1) 松田町総合教育会議設置要綱
- (2) 松田町の教育行政について

## 5 議題及び議事の要旨

### (1) 開会

小田課長：平成 27 年 4 月 1 日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、すべての地方公共団体の長が、総合教育会議を設けることが義務付けられた。この総合教育会議に係る事務局に関することについて、地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づき町長から教育委員会事務局に委任依頼があり、平成 27 年 3 月 27 日開催した定例教育委員会の議案で受任することが承認された。

### (2) 町長あいさつ

本山町長：平成 27 年 4 月 1 日から新教育委員会制度となり、新制度に基づいて総合教育会議が設置されることになった。本日の会議では、今後の町の教育行政について、活発な議論やご意見をいただきながら、町の教育の方向性を導き出して、向上に努めてまいりたいと考えている。また、会議資料のとおり平成 27 年 12 月議会で教育行政の大綱を報告したい。その後、記者発表をし、実施期間を平成 28 年度からとして進めていきたい。

### (3) 協議事項

#### 協議事項 1 松田町総合教育会議設置要綱について

鈴木教育長：第 8 条の「～教育委員会にその事務局を委任できるものとする。この場合の事務局は、教育委員会教育課に置くものとする。」とあるが「ものとする」とはどのような意味か。

小田課長：当町では事務局を教育委員会教育課として事務受任しているが、要綱上は

できる規定としている。

吉田委員長職務代理者：第4条第3項の構成員とは誰のことか。同項の「～構成員の事務調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない」とはどのようなことか。

小田課長：構成員は町長と教育委員全員だが、特に緊急を要する場合は教育長のみの出席も想定される。結果を尊重とは、多少異議があっても会議で調整できた（合意した）場合は、それを尊重する義務が生じる。

安藤委員長：調整とは具体的にどういうことか。

遠藤課長補佐：調整とは、町長の持つ権限と教育委員会の持つ権限が交わる事項について、調整・調和を図ること。具体的には、町長の持つ予算や条例、児童福祉、青少年健全育成などの権限と、教育行政と密接に関わっている事項（交わる事項を）について調整を図る。

協議とは、調整事項かどうか、調整事項を含めて自由な意見交換をすることをいう。協議・調整により合意が得られた場合は、尊重する義務が生じる。

本山町長：第6条の「～その他公益上必要があると認めるときは、この限りではない。」の「認める」は構成員または町長か。また、どのような場合が想定されるのか。

小田課長：内容によって非公開にする事案や、傍聴者がいることで会議が滞ってしまうことをいう。

遠藤課長補佐：例えば、いじめ等の個別事案における関係者の個人情報等を保護する必要がある場合や、次年度の新規予算事業に関する具体的な補助金の額等、意思決定の前に情報を公開することで公益を害する場合等が想定される。

本山町長：傍聴者が議事に批評を加え又は賛否を表明することや、写真撮影をしてしまうなどで、会議の妨げとなるような場合を想定して傍聴人に対することを定める必要があるのではないか。

遠藤課長補佐：教育委員会議は傍聴人規則があるので、総合教育会議も傍聴人に対する事項を別に定めなければならないと考える。

吉田委員長職務代理者：議事録はどの程度にするのか。

小田課長：議事録は全部筆記ではなく、発言を要点筆記とし、町ホームページで公表する。また、個人情報は非公開とする。あとは情報公開請求に対応するようにしたい。

傍聴人に対する事項を別に定めることを考えており、要綱の修正事項もないので、この会議で「松田町総合教育会議設置要綱」について承認されたい。

本山町長：他に意見がなければ、協議事項1については、承認するという事によろしいか。

構成員：全員了承

## 協議事項2 松田町の教育行政について

小田課長：【「松田町の教育行政について」にて説明】

二宮委員：毎月開催の定例教育委員会と総合教育会議の違いは何か。

鈴木教育長：総合教育会議は、法律に基づいて設けることが義務付けられた。これは、町長と教育委員会が、相互の連携を図りつつ、より良い教育行政を推進していくため、設置することとしたもので、教育行政の大綱の策定、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策を協議・調整し、執行にあたることを可能にする。定例教育委員会は、従前どおり開催する。

本山町長：毎月開催の定例教育委員会に合わせ、総合教育会議を開催しなければならないなど、ルールはあるのか。また、どのくらいの頻度で開催する必要があるのか。

鈴木教育長：資料のとおり平成 27 年度は、大綱策定に向けて総合教育会議を何回か開催する。総合教育会議は、町長あるいは教育委員が協議したい事項がでた時に、随時開催されるものであり、開催回数は町長と教育委員の意思によって決められるものである。

吉田委員長職務代理者：教育行政の大綱に記載する内容は想定しているのか。

鈴木教育長：国では大綱のモデルを作っていない。市町村によっては、教育基本法に規定する「教育振興基本計画」を定めている。この場合は、目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることが考えられることから、町長が総合教育会議において教育委員と協議・調整し、教育振興基本計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない。

なお、町総合計画を大綱に代えることができるか県の会議で質問したところ、「代えることはできない」と回答された。

吉田委員長職務代理者：大綱に記載すべき事項は決められているのか。

遠藤課長補佐：大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針である。国の説明によると、大綱の具体的な記載は、教育行政と町長が持っている権限が重なる部分や、密接に関連するような部分である。具体的には、校舎の耐震化や学校の統廃合、少人数教育の推進、幼保連携など、予算や条例説明などの町長が持っている分野や権限と関わる部分について記載するのが基本と考えており、大綱の対象期間は 4～5 年程度である、とのこと。ただし、法律上の規定はない。

本山町長：総合教育会議は、学校のあり方、幼保連携など、町長が教育委員と協議したい事項がでた時や、一緒に考えたいといった時に教育委員を招集してよいのか。

遠藤課長補佐：教育長の説明どおり町長あるいは教育委員が協議したい事項がでた時に、随時開催されるものであり、町長と教育委員の意思によって決められるものである。

安藤委員長：町長が優先的に進めたいという施策があれば大綱に含めるべきである。また、大綱は、理念だけでなく、ある程度学校教育、生涯学習の具体的な事項を含めた方がよいと思う。

本山町長：大綱は、総合教育会議において、町長と教育委員が、十分に協議・調整を尽くすことが肝要である。次回は大綱策定に向けて具体的な事項提案し、議論できればと思う。他に意見がなければ、協議事項 2 については、承認するというところでよろしいか。

構成員：全員了承

#### (4) 閉会